主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に 抗告を申し立てることを許した場合に限られ、民事事件については、民訴四一九条 ノニに定められている抗告のみが右の場合に当る。ところが、本件抗告は、違憲を いうが、原審は、本件競売期日には、執行吏が午前一〇時に競売の申出を催告し午 後〇時三六分に競売の終局を告知したこと および右競売申出の催告後終局まで実 質的にも一時間以上の時間があつたことを認定し、右と異なる抗告人の主張事実は 認めなかつたことが判文上明白である。されば、所論違憲の主張は、結局原審の認 めない事実を基礎とするもので、その前提を欠き、適法な違憲の主張に当らないと 認められるから、本件抗告を不適法として却下し、抗告費用は抗告人の負担とすべ きものとし、主文のとおり決定する。

昭和三一年一〇月二五日

最高裁判所第一小法廷

| 裁判長裁判官 | 真 | 野 | | 毅 |
|--------|---|---|---|---|
| 裁判官 | 斎 | 藤 | 悠 | 輔 |
| 裁判官 | 入 | 江 | 俊 | 郎 |